

関西防災・減災プラン

原子力災害対策編

ロードマップ（取組工程表）（案）

平成26年 月

関西広域連合広域防災局

目次 (関西防災・減災プラン原子力災害対策編(平成25年6月改定)の取組項目)

< 取りまとめの趣旨 >

- 各年度の取組内容を整理したロードマップ(取組工程表)に基づき、関西防災・減災プランの実施状況を的確にフォローアップする。

< ロードマップの構成 >

年度別計画

- プランの「災害への備え」の取組項目ごとに各年度の取組内容を書き出し、これを平成25～27年度の3か年度の年度別計画として整理した。
(平成28年度以降の取組予定も参考として記載。)

評価指標

- 各取組項目の実施状況を点検・評価する際の目安となる指標(メルクマール)として、数値化が可能なものは数値指標を、数値化が困難なものは具体的な取組内容を記載した。

< 実施状況の点検・評価 >

- ロードマップの年度別計画に基づき、取組の実施状況を毎年度点検・評価し、公表する。
- プランの改定や社会経済状況の変化等に的確に対応するため、ロードマップの内容は、毎年度の点検・評価に合わせて柔軟に見直す。

取組		P	
1 情報の収集・連絡体制等の整備	(1) 情報収集・連絡体制の整備	1	
	(2) 原子力事業者との連携	覚書の締結	1
		連絡体制の整備	1
	(3) 専門家の活用体制	1	
2 災害応急体制の整備	(1) 情報収集体制の整備	2	
	(2) 災害対策本部体制の整備	2	
	(3) 原子力災害合同対策協議会等での情報収集	2	
	(4) 広域的な応援協力体制の拡充・強化	広域連合他分野局との連携	2
		他の広域ブロックとの連携	2
		国との連携	3
企業・団体等との連携		3	
原子力防災関係機関との連携		3	
	(5) 資機材等の整備と協力体制の構築	3	
3 モニタリング情報の共有・発信体制の整備	(1) モニタリング体制の整備	4	
	(2) 広域的なモニタリング体制充実の働きかけ	常設の観測網の充実	4
		SPEEDIの活用	4
4 緊急被ばく医療体制の整備		4	
5 広域避難体制の整備	(2) 広域避難体制の整備	広域避難計画の作成	5
		避難所の確保	5
		避難手段の確保	6
		避難経路の設定	7
		避難を円滑に実施するための中継地点の設定	7
		スクリーニング及び除染体制の整備	7
		災害時要援護者の広域避難体制の整備	8
		市役所・町役場の避難計画	8
6 飲食物の出荷制限、摂取制限	(1) 飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制整備	9	
	(2) 飲食物の出荷制限、摂取制限を行った場合の住民等への供給体制の確保	9	
7 水道水の摂取制限	(1) 水道水の摂取制限に関する体制整備	9	
	(2) 水道水の摂取制限を行った場合の住民等への供給体制の確保	9	
	(3) 琵琶湖への影響予測	9	
8 住民等への的確な情報伝達体制の整備	(1) 住民等に提供すべき情報の整理	10	
	(2) 複合災害を想定した情報伝達体制の整備	10	
	(3) 相談窓口の設置	10	
	(4) 災害時要援護者等への情報伝達体制の整備	10	
	(5) 広報体制の整備	10	
9 住民等に対する知識の普及啓発		11	
10 防災訓練への参加等	(1) 防災訓練への参加	11	
	(2) 関係者の人材育成	11	

< 参考：毎年度の点検・評価の進め方（案） >

- ・ ロードマップの年度別計画に基づき、毎年度の実施状況を4段階で評価する。
 - ：目標を達成（100%以上）
 - ：目標を概ね達成（80%以上 100%未満）
 - ：目標をやや下回る（60%以上 80%未満）
 - ：目標を下回る（60%未満）
- ・ 定量的な評価が難しい場合は、概ね達成（ ） やや下回る（ ） の2段階で評価することを基本とする。
- ・ （目標をやや下回る） （目標を下回る） については、課題と対応方針を明確にした上で、次年度以降の取組を進める。
- ・ プランの改定や社会経済状況の変化等に的確に対応するため、毎年度の点検・評価に合わせて、ロードマップの見直しを行う。

（点検・評価のイメージ）

No.	プラン(H25.6改定)に示された取組	年度別計画				H25年度の取組	評価
		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度以降		
	5. 広域避難体制の整備 (2) 広域避難体制の整備 広域連合は、府県域を越える避難に対応するため、構成団体及び連携県の協力のもと、避難所の確保をはじめとした広域避難体制の整備に取り組む。						
18	① 広域避難計画の作成 ア 関係周辺府県の対応 (周) 広域避難が必要になる場合に備え、管内関係周辺市町の広域避難計画の作成を支援 (周) 当該市町の広域避難計画をとりまとめ、府県全体の広域避難計画を作成	管内関係市町の広域避難計画等の作成を支援 《関係周辺府県》 (所在県が作成する広域避難計画と整合) 府県全体の広域避難計画等を作成 《関係周辺府県》	継続			○広域避難計画を作成 〔作成済〕○○県、○○県、○○府 ※管内関係周辺市町の計画も作成済	◎
19	イ 広域連合の対応 (連) 避難先となる構成団体・連携県、各府県内市町村と連携し、避難所や避難手段の確保など、関係周辺府県が行う広域避難計画の作成を支援するとともに、必要に応じ、所在県が行う広域避難計画の作成を支援 (連) 所在県、関係周辺府県が作成した広域避難計画をとりまとめ、構成団体及び連携県と情報共有 (連) 構成団体・連携県と連携し、避難所、避難手段、避難経路、避難時のスクリーニング及び除染体制等の確保、災害時要援護者への対応等について、国、原子力事業者、その他関係機関・団体の協力を得て詳細検討 (連)	所在県・関係周辺府県の広域避難計画等の作成を支援 広域避難の具体的な方法・対応等について詳細検討 基準策定、財源確保等を国に働きかけ	継続	継続		○所在県、関係周辺府県が広域避難計画を作成 ○原子力災害に係る広域避難ガイドラインを作成	○

下欄にはプラン本文を要約。
取組主体ごとに以下のとおり表示。

広域連合…(連)、構成団体…(団)、構成府県…(府県)、
構成政令市…(市)、関係周辺府県…(周)

(摘要)

四角囲み・重点的に取り組む段階

□ … 広域連合の取組

□ … 構成団体の取組
(構成府県、構成政令市、関係周辺府県の取組を含む)

矢印: →

継続的に行っていく段階、または、必要に応じて対応していく段階

構成団体の取組のうち、府県と政令市で内容が異なるものについては、違いがわかるように書き分けた。

プラン(H25.6改定)に示された取組	年度別計画				評価指標・備考
	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度以降	
1 情報の収集・連絡体制等の整備 広域連合は、構成団体、連携県、国、原子力事業者、その他関係機関・団体と原子力防災に関する情報の収集と連絡を円滑に行うための体制等を整備する。					
1 (1) 情報収集・連絡体制の整備 (連・団) 連携県、国、原子力事業者その他関係機関・団体との間における、夜間・休日、通信障害等も考慮した確実な情報収集・連絡体制を整備	情報収集・連絡体制を整備	連絡先の拡充・更新、訓練や災害対応を通じた体制の改善			[H25評価指標] (連) 関西広域応援・受援実施要綱に記載 (団) 要領等に記載
	情報収集・連絡体制を整備	連絡先の拡充・更新、訓練や災害対応を通じた体制の改善			
2 (2) 原子力事業者との連携 覚書の締結 (連) 原子力事業者と情報連絡に関する覚書を締結し、原子力施設における事故災害等の異常事態発生時に迅速・的確に対応できるよう、平常時から緊密な情報交換により連携 (連) 原子力事業者との緊急時における協力・連携の内容についてあらかじめ調整	平常時の情報交換を実施	継続			[H25評価指標] (連) 情報交換の実施
	緊急時の協力・連携内容を検討			運用	
3 連絡体制の整備 (連) 原子力事業者との覚書に基づき、連絡体制を整備	連絡体制を整備	運用			[H25評価指標] (連) 覚書の運用書として連絡先・体制等を整理
4 (3) 専門家の活用体制 (連・団) 収集した情報の分析・整理や対策の検討について助言を得るため、必要に応じ、専門家の意見を活用できるよう必要な体制を整備	活用体制を整備	運用			[H25評価指標] (連) 関西広域応援・受援実施要綱に記載 (団) 要領等に記載
	活用体制を整備	運用			
2 災害応急体制の整備 広域連合は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる災害応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備する。					

プラン(H25.6改定)に示された取組	年度別計画				評価指標・備考
	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度以降	
5 (1) 情報収集体制の整備 (連・団) 特定事象又は警戒事象が発生した場合に速やかに情報収集体制を確立できるよう、あらかじめ職員の参集基準、情報収集の方法、連絡経路等からなる情報収集体制を整備	情報収集体制を整備 → 情報収集体制を整備	運用 → 運用			[H25評価指標] (連) 関西広域応援・ 受援実施要綱に記載 (団) 要領等に記載
6 (2) 災害対策本部体制の整備 (連) 災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ整備 (連) 広域連合災害対策本部と構成団体が設置する災害対策本部との連携を円滑に行うため、あらかじめ本部間の役割分担、情報共有や連絡調整の手順、所在県、関係周辺府県の災害対策本部への連絡員の派遣基準等についてあらかじめ整備	本部設置・運営体制を整備 → 本部間の役割分担、連絡員派遣基準等を整備	運用 → 運用			[H25評価指標] (連) 関西広域応援・ 受援実施要綱に記載
7 (3) 原子力災害合同対策協議会等での情報収集 (連) 同協議会への職員派遣の手順と、職員派遣をしない場合の関係周辺府県を通じた情報収集の方法等について、国、所在県、関係周辺府県と協議し、あらかじめ整備	職員派遣手順、情報収集方法を整備	運用			[H25評価指標] (連) 関西広域応援・ 受援実施要綱に記載
8 (4) 広域的な応援協力体制の拡充・強化 広域連合他分野局との連携 (連) 他の分野と連携して被災地の応急対策及び復旧・復興対策に取り組む体制を整備 ・緊急被ばく医療における資機材・人員等支援 ・国内外に向けた風評被害対策 ・被災企業に対する支援 等		広域医療局との連携体制を整備 (主な取組内容 ・緊急被ばく医療における資機材・人員等の広域支援の内容・手順検討 ・広域応援訓練への広域医療局の参加 その他分野局との連携体制を整備 (想定される取組内容(今後検討) (広域観光・文化振興局) ・外国人観光客への情報伝達手段の整備 ・外国人観光客への復旧・復興情報の発信 (広域産業振興局) ・被災企業に対する支援		運用	
9 他の広域ブロックとの連携 (連・団) 中部圏や中国・四国の隣接ブロックや九州等遠隔地との間で相互応援協定の締結等により連携強化を図り、原子力災害発生時の広域的な応援体制を整備					[地震・津波災害対策編ロードマップNo.6～9に基づき実施]

プラン(H25.6改定)に示された取組		年度別計画				評価指標・備考
		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度以降	
10	<p>国との連携</p> <p>(連)本計画の内容について国の災害対応との整合を図るほか、広域避難に関する調整など広域連合による災害対応の実施体制や活動手順等の詳細について、あらかじめ国と協議し、連絡調整の体制を整備</p>	<p>国が主催する広域的な地域防災に関する協議会及び同WGに参画</p>	継続			<p>[H25評価指標]</p> <p>(連)協議会・WGで協議の上、関係周辺府県の広域避難計画を作成</p>
11	<p>企業・団体等との連携</p> <p>(連)広域避難(避難手段の確保、避難経路の確保等)、スクリーニング(要員・機材の確保)、物資の調達・輸送等について、国の協力を得ながら、各分野に専門性を持つ企業や団体等との協力体制を整備</p>	<p>企業・団体との連携体制を整備(協定を締結)</p> <p>企業・団体との連携体制を整備(協定を締結)</p> <p>(想定される連携(今後検討))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域避難:交通事業者、宅建業協会、ホテル・旅館等 ・スクリーニング:放射線技師会等 ・物資の調達・輸送:飲料メーカー、輸送事業者等 			<p>充実</p> <p>充実</p>	<p>[H25評価指標]</p> <p>(連・団)企業・団体との協定の締結</p>
12	<p>原子力防災関係機関との連携</p> <p>(連・団)避難、スクリーニング、被ばく医療等の緊急時対応に必要な資機材や人員の確保等に関する広域的な応援体制を整備するため、必要に応じ国の協力を得ながら、原子力防災関係機関・団体と協定を締結する等により連携を強化</p> <p>関西圏域を対象範囲とする関係機関・団体とは広域連合が、単一の府県市域を対象範囲とする関係機関・団体とは構成団体が主となって推進</p>	<p>関係機関・団体との連携体制を整備(協定を締結)</p> <p>関係機関・団体との連携体制を整備(協定を締結)</p>			<p>充実</p> <p>充実</p>	<p>[H25評価指標]</p> <p>(連・団)関係機関・団体との協定の締結</p>
13	<p>(5)資機材等の整備と協力体制の構築</p> <p>(団)必要に応じて地域防災計画に基づき原子力災害対策に係る資機材を整備</p> <p>(連)各構成団体の資機材保有状況に関する資料を定期的に交換するなど広域連合内での情報共有を図るとともに、大規模な原子力災害が発生した場合に備え、各構成団体の資機材を相互融通する体制を整備</p> <p>(連)国や原子力事業者等とも連携し、資機材の確保に係る協力体制を整備</p> <p>(連)今後国で検討される放射性ブルームへの防護措置などUPZ外で必要な事前対策について財政措置を国に要望</p>	<p>資機材を整備</p> <p>資料交換を実施</p> <p>相互融通体制を整備</p> <p>国、事業者との協力体制を整備</p> <p>財政措置を国に要望</p>	<p>継続</p> <p></p> <p>継続</p> <p>継続</p> <p>継続</p>			<p>[H25評価指標]</p> <p>(団)資機材の整備</p> <p>(連)国への財政措置の要望</p>

	プラン(H25.6改定)に示された取組	年度別計画				評価指標・備考
		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度以降	
14	3 モニタリング情報の共有・発信体制の整備 (1) モニタリング体制の整備 (府県) 周辺環境への放射性物質又は放射線による影響を評価する観点から、平常時より環境放射線モニタリングを実施 (周) 緊急時モニタリング計画の策定、モニタリング設備・機器の整備・維持、モニタリング要員の育成・確保、関係機関との協力体制の確立等緊急時モニタリング実施体制を整備 (連) モニタリング情報を住民等に発信するため、国が収集・分析するモニタリング情報を把握し、住民等にわかりやすく発信する体制の構築に努める。 (連) 所在県、関係周辺府県及び広域連合が防護措置の実施に当たって活用できるよう、国が一元的に収集・分析するモニタリング情報を簡易に閲覧できる仕組みを整備するよう、構成団体・連携県と連携し、国に働きかけ	平常時のモニタリングを実施 (構成府県)	継続			[H25評価指標] (府県) 平常時モニタリングの実施 (周) 緊急時モニタリング計画の作成
		緊急時モニタリングの実施体制を整備 (関係周辺府県)	継続			
		モニタリング情報の発信体制を構築		運用		
		国に働きかけ ・平成26年度国の予算編成等に対する提案		継続	・H26 関西防災ポータルサイト改良等	
15	(2) 広域的なモニタリング体制充実の働きかけ 常設の観測網の充実 (連) 国に対し、UPZ外の区域も含めて、常設のモニタリング設備が広域的に適切に配置されているかを確認し、必要な追加配置を行うことを求めるなど、常設の観測網の充実を働きかけ	国に働きかけ ・平成26年度国の予算編成等に対する提案		継続		
		国に働きかけ ・H25.5.23原子力防災対策に関する申し入れ ・平成26年度国の予算編成等に対する提案		継続		
16	SPEEDIの活用 (連) 国に対し、SPEEDIの信頼性向上を図るとともに、気象予測情報の具体的な活用方法を示すよう働きかけ	国に働きかけ ・平成26年度国の予算編成等に対する提案		継続		
17	4 緊急被ばく医療体制の整備 (周) 国と協力し、緊急被ばく医療体制を構築、緊急被ばく医療派遣体制及び受入れ体制を整備・維持 (連・団) 国、連携県と協力し、緊急搬送も含めた広域的な被ばく医療体制の構築について検討 広域防災局及び広域医療局	緊急被ばく医療体制を構築 (関係周辺府県)	整備・維持			[H25評価指標] (周) 地域防災計画に基づき体制を整備
		広域的な被ばく医療体制の構築を検討			継続	
		広域的な被ばく医療体制の構築の検討に参画			継続	
	5 広域避難体制の整備 (2) 広域避難体制の整備 広域連合は、府県域を越える避難に対応するため、構成団体及び連携県の協力のもと、避難所の確保をはじめとした広域避難体制の整備に取り組む。					

プラン(H25.6改定)に示された取組		年度別計画				評価指標・備考
		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度以降	
18	広域避難計画の作成 ア 関係周辺府県の対応 (周)広域避難が必要になる場合に備え、管内関係周辺市町の広域避難計画の作成を支援 (周)当該市町の広域避難計画をとりまとめ、府県全体の広域避難計画を作成	管内関係市町の広域避難計画等の作成を支援 (関係周辺府県)	継続			[H25評価指標] (周)管内関係周辺市町の広域避難計画等の策定 (周)府県の広域避難計画等を策定
	(所在県が作成する広域避難計画と整合) 府県全体の広域避難計画等を作成 (関係周辺府県)	充実				
19	イ 広域連合の対応 (連)避難先となる構成団体・連携県、各府県内市町村と連携し、避難所や避難手段の確保など、関係周辺府県が行う広域避難計画の作成を支援するとともに、必要に応じ、所在県が行う広域避難計画の作成を支援 (連)所在県、関係周辺府県が作成した広域避難計画をとりまとめ、構成団体及び連携県と情報共有 (連)構成団体・連携県と連携し、避難所、避難手段、避難経路、避難時のスクリーニング及び除染体制等の確保、災害時要援護者への対応等について、国、原子力事業者、その他関係機関・団体の協力を得て詳細検討 (連)実効性のある広域避難計画の作成に必要な基準策定、規制改革、財源確保等について、国に早急な対応を働きかけ	所在県・関係周辺府県の広域避難計画等の作成を支援	継続			[H25評価指標] (連)広域避難ガイドラインの策定
	広域避難の具体的な方法・対応等について詳細検討	継続				
	基準策定、財源確保等を国に働きかけ ・H25.5.23原子力防災対策に関する申し入れ ・平成26年度国の予算編成等に対する提案	継続				
20	避難所の確保 ア 構成府県の対応 (府県)管内市町村に対し、避難所を指定する際に広域避難の受入れに使用できる旨を定めるよう働きかけ (市)避難所を指定する際に広域避難の受入れに使用できる旨を取り決め (団)管内の避難所の情報を集約し、広域連合と共有 (府県)管内市町村に対し、広域避難の受入れが可能な大型施設の避難所指定や施設管理者との協定締結等を働きかけ (市)広域避難の受入れが可能な大型施設の避難所指定や施設管理者との協定締結等 (団)避難の長期化が見込まれる場合に備え、二次避難先として旅館・ホテル、公営住宅、民間賃貸住宅等の活用についてあらかじめ検討	管内市町村に、広域避難の受入れにも使用できるよう避難所の指定を働きかけ (構成府県)	継続			
	広域避難の受入れに使用できるよう避難所を指定 (構成政令市)	充実・整理				
	避難所情報を集約し、広域連合と共有 (構成団体)	継続				
	大型施設を避難所に指定 (構成政令市)	継続				
	二次避難先を確保する体制を整備 (構成団体) ・宅建業協会等との協定締結	継続				
		継続				

プラン(H25.6改定)に示された取組		年度別計画				評価指標・備考
		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度以降	
21	イ 管内市町村の対応 原子力災害の場合、市町村単位での大規模な広域避難が生じる可能性もあるため、管内市町村は、広域避難の受入れが可能な避難所の確保に努めるとともに、これまで避難所に指定していない大型施設や民間施設についても指定を検討する。					
	ウ 広域連合の対応 (連)広域避難の受入れに使用できる避難所の確保に努めるよう構成団体に働きかけるとともに、必要に応じ、構成団体と連携して施設管理者への協力要請を行う。広域避難計画の作成に当たって避難所を十分に確保できない場合には、連携県にも協力を呼びかける。 (連)広域避難を調整する際の参考資料とするため、構成団体・連携県から提供された広域避難に係る避難所の情報をとりまとめ、構成団体・連携県と共有する。 (連)受入れ市町村において、多数の住民を収容するための避難所等の確保が必要となるため、構成団体・連携県と連携し、広域連合として、国に対し、国が所有する土地及び施設等に関する情報の提供及び当該施設等の使用について積極的に対応するよう働きかけていく。	避難所確保を構成団体に働きかけ	継続			[H25評価指標] (連)構成府県が、管内市町村に対して、広域避難の受入れに使用できる避難所の確保を呼びかけ
	構成団体・連携県の避難所情報を共有			継続		
国に対し、土地・施設等に関する情報提供及び使用を働きかけ				継続		
22	避難手段の確保 住民等の避難は、自宅や職場近くの一時的集結所から、バス等の避難手段による集団避難を原則とし、鉄道や船舶での避難も事業者の協力を得て積極的に活用する。やむを得ず自家用車で避難するときは、渋滞を抑制するため極力乗り合わせにより避難する。					
	ア 関係周辺府県の対応 (周)関係周辺市町とともに、避難までの時間的余裕、避難が必要な地域とその人口、避難に要する時間等を考慮し、バス・鉄道等の公共交通機関、貸切バス、船舶等の使用を含めた移動方法を検討し、管内の交通事業者と協力を呼びかけ、災害時の連絡調整体制を整備	移動方法を検討し、連絡調整体制を整備(関係周辺府県)		継続		
23	イ 広域連合の対応 (連)所在県、関係周辺府県と連携し、国、構成団体・連携県の協力を得て、関西一円のバス事業者、鉄道事業者、船舶事業者等に協力を呼びかけ、移動手段の確保が必要となった場合の調整手順等について検討するとともに、災害時の連絡調整体制を整備 (連)交通事業者が安心して活動できる環境整備が必要であることから、構成団体・連携県と連携して、国に対し、運転士等の従業員の安全確保のための基準を策定するよう働きかけ	移動手段確保の調整手順を検討し、災害時の連絡調整体制を整備		継続		
	国に対し、運転士等の安全確保の基準策定を働きかけ			継続		

プラン(H25.6改定)に示された取組		年度別計画				評価指標・備考
		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度以降	
24	避難経路の設定 ア 関係周辺府県の対応 (周) 避難先、避難手段等を踏まえ、各府県警察本部や道路管理者等と協議のうえ、あらかじめ高速道路や国道などの幹線道路を中心に避難経路を設定	避難経路を設定 (関係周辺府県)	継続			[H25評価指標] (周) 避難経路を広域避難計画等に記載
	25	イ 広域連合の対応 (連) 構成団体・連携県と連携し、避難経路の設定に関して、交通規制や避難誘導等で、警察や道路管理者の協力が得られるよう、国に働きかけていく。	警察や道路管理者の協力について、国に働きかけ	継続		
26	避難を円滑に実施するための中継地点の設定 ア 一時集結所の選定 (周辺市町) 地域コミュニティ単位での集団避難を行うため、あらかじめ避難住民の集合場所となる一時集結所を選定					
	イ 避難経由所の選定 (周) 避難先の府県・市町村の協力を得て、避難先市町村内で避難住民が一旦立ち寄る避難経由所をあらかじめ選定	避難経由所を選定 (関係周辺府県)	継続			[H25評価指標] (周) 避難経由所を広域避難計画等に記載
27	スクリーニング及び除染体制の整備 ア スクリーニングポイントの設置 a) 関係周辺府県の対応 (周) 避難経路上の府県及び市町村、各府県警察本部、道路管理者等の協力を得て、避難経路上にスクリーニングポイントを確認 (周) あらかじめ複数の候補地を設定し、避難の状況に応じて複数のスクリーニングポイントを設置できる体制を整備 b) 広域連合の対応 (連) 構成団体及び連携県と連携し、関係周辺府県外のスクリーニングポイントの候補地を複数選定	スクリーニングポイントを確認 (関係周辺府県)	継続			[H25評価指標] (周) スクリーニングポイントを広域避難計画等に記載
		複数のスクリーニングポイントを設置できる体制を整備 (関係周辺府県)		継続		
		関係周辺府県外のスクリーニングポイント候補地を複数選定		継続		

	プラン(H25.6改定)に示された取組	年度別計画				評価指標・備考
		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度以降	
28	<p>イ スクリーニング及び除染体制</p> <p>a) 関係周辺府県の対応 (周) 国の指針等で示される避難住民等に対するスクリーニング及び除染を行う基準、タイミング、測定レベルなどを踏まえて、スクリーニング及び除染資機材の整備、スクリーニング及び除染に要する人員体制や手順等の検討を国、所在県、管内市町村、消防機関、警察、自衛隊等と連携して進め、スクリーニング及び除染体制を整備</p> <p>b) 広域連合の対応 (連) 多数の住民及び車両を対象に、避難途上で大規模なスクリーニング及び除染を行う場合に、周辺府県・市町村の協力が必要になるため、国、構成団体、連携県等と連携し、関係周辺府県が実施するスクリーニング及び除染の支援体制を整備 (連) 構成団体・連携県と連携し、国に対し、スクリーニング及び除染の要員育成のための研修事業の実施や、スクリーニング及び除染資機材の適切な配備を働きかけ</p>	<p>スクリーニング及び除染体制を整備 (関係周辺府県)</p> <p>継続</p> <p>放射線技師会と協定締結</p>				<p>[H25評価指標] (周) スクリーニング及び除染体制を広域避難計画等に記載</p>
		<p>関係周辺府県が実施するスクリーニング及び除染の支援体制を整備</p> <p>継続</p> <p>国に対し、研修実施や資機材配備を働きかけ</p>			継続	
29	<p>災害時要援護者の広域避難体制の整備</p> <p>ア 関係周辺府県の対応 (周) 災害時要援護者の避難を円滑に行うため、地域の自主防災組織、民生委員・児童委員、医療機関、介護事業者、ボランティア等の多様な主体による支援体制を整備 (周) 医療機関入院患者、社会福祉施設入所者の避難については、管内の関係周辺市町村と連携し、医療機関、社会福祉施設に対し、入院患者、入所者の避難計画の作成を働きかけ、その支援を実施 (周) 広域避難を要する場合は、各施設の求めに応じ、広域連合、構成団体、連携県と調整し、避難先となる施設を確保</p>	<p>多様な主体による支援体制を整備 (関係周辺府県)</p> <p>継続</p>				
		<p>医療機関、社会福祉施設に対し、避難計画作成を働きかけ、その支援を実施 (関係周辺府県)</p> <p>継続</p>			継続	
		<p>各施設の求めに応じ、避難先となる施設を確保 (関係周辺府県)</p> <p>継続</p>			継続	
30	<p>イ 広域連合の対応 (連) 構成団体及び連携県と連携し、広域避難を行う病院等入院患者、社会福祉施設入所者の避難先となる施設の確保について支援 (連) 災害時要援護者の迅速な避難が実施できるよう、構成団体・連携県と連携し、国に対し、受入先や移動手段の確保、避難誘導のあり方等に関する対応方針を示すことや、移動手段の確保に関して自衛隊への協力を求めること、病院・社会福祉施設等の緊急搬送車両の整備促進を図ることなどを働きかけ</p>	<p>避難先となる施設の確保を支援</p> <p>継続</p>				
		<p>国に対し、対応方針等を働きかけ</p> <p>継続</p>			継続	
31	<p>市役所・町役場の避難計画 (周) 管内の関係周辺市町の避難計画、BCPの作成に必要な助言、支援を実施</p>	<p>管内の関係周辺市町の避難計画、BCP作成に必要な支援を実施 (関係周辺府県)</p> <p>継続</p>				

プラン(H25.6改定)に示された取組	年度別計画				評価指標・備考
	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度以降	
6 飲食物の出荷制限、摂取制限					
32 (1) 飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制整備 (府県) 国の示す基準(OIL2,6)に基づき、国及び関係機関と協議し、飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制をあらかじめ整備	飲食物検査等の体制を整備 (構成府県)	継続			食品衛生法に基づく検査等の体制は各府県とも整備済み
33 (2) 飲食物の出荷制限、摂取制限を行った場合の住民等への供給体制の確保 (府県) 飲食物の出荷制限、摂取制限を行った場合の、住民等への飲食物の供給体制をあらかじめ確保	飲食物供給体制の確保 (構成府県)	継続			関西広域応援・受援実施要綱により体制構築済み
7 水道水の摂取制限					
34 (1) 水道水の摂取制限に関する体制整備 (府県) 管内水道事業者に対し、緊急時におけるモニタリングや広報など、水道水の摂取制限に関する体制をあらかじめ定めておくよう助言	水道事業者に、体制整備を助言 (構成府県)	継続			水道法に基づく水質検査等の体制は各水道事業者とも整備済み
35 (2) 水道水の摂取制限を行った場合の住民等への供給体制の確保 (府県) 以下に示す供給体制をあらかじめ確保 ・飲料水の供給計画 ・飲料水の備蓄計画 ・応急給水の受援計画 ・飲料メーカーとの災害時受援協定の締結 等	水道水の供給体制の確保 (構成府県)	継続			関西広域応援・受援実施要綱により体制構築済み
36 (3) 琵琶湖への影響予測 (滋賀県) 関西広域連合及び構成団体の協力を得て、原子力災害の発生により放射性物質が拡散することを想定し、関西の主要な水源である琵琶湖の水質等にどのような影響があるのかを予測し、平成25年度末を目途に結果をとりまとめ (連) 万一、上記の影響予測の結果、広域での応急給水体制の整備その他の対策を講じる必要があると考えられる場合は、あらかじめ構成団体及び連携県と連携し、国等の協力を得て広域的な飲料水の供給計画の検討など必要な対策を検討	琵琶湖への影響予測結果をとりまとめ ・H25.11滋賀県琵琶湖環境科学センターが公表	水道水への影響・対策等について検討 検討結果に応じて → 広域的な飲料水の供給計画等の対策を検討			[H25評価指標] (滋賀県) 結果のとりまとめ
8 住民等への的確な情報伝達体制の整備					
原子力災害対策は、住民等がリスクの程度を把握し、適切に対処するため、放射線のリスク等について正しい知識を得ることが必要であり、また、住民に対する一方的な情報提供にとどまらず、双方向の意見交換の場を設けること等により理解を深める取組も必要となる。 こうした観点から、平常時から住民に対する普及啓発(下記9に記載)を継続的に行うことにより原子力災害のリスクに関する情報の共有と理解の醸成を図るとともに、原子力災害発生時に備え、住民に適切な情報を迅速に提供する体制を整備する。					

	プラン(H25.6改定)に示された取組	年度別計画				評価指標・備考
		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度以降	
37	(1)住民等に提供すべき情報の整理 (連・団)国、原子力事業者と連携し、市町村の協力を得ながら、特定事象又は警戒事象発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた具体的な内容を整理しておく。 (連・団)住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の広域連合、府県・市町村の役割の明確化に努める	住民等へ提供すべき情報の具体的な内容を整理、役割の明確化		継続		
		住民等へ提供すべき情報の具体的な内容を整理、役割の明確化		継続		
38	(2)複合災害を想定した情報伝達体制の整備 (団)地震や津波等との複合災害における情報伝達体制を確保 (団)住民等に的確な情報を常に伝達できるよう、体制及び防災行政無線、広報車両等の施設、装備を整備	複合災害における情報伝達体制を確保	継続			[H25評価指標] (団)情報伝達体制を地域防災計画等に記載 (団)施設、装備を地域防災計画等に記載
		情報伝達体制及び防災行政無線、広報車両等を整備	継続			
39	(3)相談窓口の設置 (団)国、市町村と連携し、住民等からの問い合わせに対応する相談窓口の設置について、あらかじめその方法、体制等について整備 検討に当たっては、原子力防災や放射線に知見のある専門家や団体等の協力を得るなど、原子力災害の特殊性を考慮	相談窓口の設置方法や体制等を検討・整備		継続		
40	(4)災害時要援護者等への情報伝達体制の整備 (団)原子力災害の特殊性に鑑み、国及び市町村と連携し、高齢者、障害者、外国人、妊産婦、入院患者などの災害時要援護者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、自主防災組織、関係機関等の協力を得ながら、平常時からこれらの者に対する情報伝達体制を整備	災害時要援護者等に対する情報伝達体制を検討・整備		継続		
41	(5)広報体制の整備 (連・団)災害時における報道要請や放送要請に関する協定を報道機関と結ぶこと等により、災害時の情報発信を迅速に行う体制を整備 (連・団)自主広報媒体(ホームページ、電子メール、ソーシャルメディア等)、コミュニティ放送局、広報用電光掲示板、有線放送、CATV、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送等の多様なメディアの活用体制を整備 (連・団)福島第一原発事故後、福島県庁ホームページに、災害情報やモニタリング情報、ライフライン情報等を求める住民等からのアクセスが集中し、サーバーが機能しなくなった事例があることから、災害時の情報発信の代替手段について検討	・H25.9 関西防災ポータルサイト開設	府県間の防災情報共有システムの整備、 広報への活用		運用	
			府県間の防災情報共有システムの整備、 広報への活用		運用	
			検討項目 ・報道機関との協定 ・多様なメディアの活用 ・災害時の代替手段の検討(代替サーバー、クラウド化等) 一般災害対策とあわせて検討			

プラン(H25.6改定)に示された取組		年度別計画				評価指標・備考	
		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度以降		
42	9 住民等に対する知識の普及啓発 (連・団)国、連携県、関係市町村及び原子力事業者と協力して、次に掲げる事項について住民等に対する普及啓発活動を実施するとともに、市町村が行う住民等に対する普及啓発活動に対する助言・支援を実施	普及啓発コンテンツを作成	充実			[H25評価指標] (連)普及啓発コンテンツの作成	
		普及啓発資料を作成し、住民等に配布・各種行事等でPR			継続		
43	10 防災訓練への参加等 (1)防災訓練への参加 (連・団)連携県と連携し、所在県、関係周辺府県が、国、原子力事業者等関係機関の支援のもと、以下に例示する防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせて実施する原子力防災訓練に参加 (連・団)国等が総合的な防災訓練の実施計画を作成する際には、国等の求めに応じ、広域避難や住民等への情報伝達など広域的に対応すべき対策を想定した訓練シナリオの作成など訓練の企画立案に参画し、訓練に参加	所在県・関係周辺府県が実施する防災訓練に参加	継続			[H25評価指標] (連)防災訓練に参加 (団)防災訓練に参加	
		・H25.11島根県防災訓練に参加(検証員) ・H26.1京都府防災訓練に参加					
		所在県・関係周辺府県が実施する防災訓練に参加	継続				
		広域避難訓練等の企画立案に参画			継続		
		広域避難訓練等の企画立案に参画			継続		
44	(2)関係者の人材育成 (連・団)原子力災害対策の円滑な実施を図るため、国や指定公共機関などが実施する原子力防災に関する研修への積極的な参加を促す等により、関係府県・市町村、警察、消防、医療機関等の防災業務関係者の人材育成 特に広域避難に関しては、避難先市町村、スクリーニング及び除染作業に関わる可能性のある避難経路上の市町村、避難手段を提供する交通事業者など、これまで原子力防災とあまり関わってこなかった機関が今後関わりを持つようになることから、こうした機関も幅広く対象とし、放射線に関する基礎知識の普及啓発やスクリーニング等の実作業に関する基礎的な技術の習得を働きかけ (連・団)国、関係機関・団体と連携し、必要に応じて、防災業務関係者に対する研修を実施	防災業務関係者、広域避難の関係者等の研修参加を働きかけ			継続		
		防災業務関係者、広域避難の関係者等の研修参加を働きかけ			継続		
		防災業務関係者に対する研修実施を検			継続		
		防災業務関係者に対する研修実施を検			継続		
					継続		